平成２２年（フ）第１１０号
静岡県裾野市茶畑113番地、前住所静岡県裾野市茶畑1436番地の９
債務者　志水　隆之
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１２１号
静岡県駿東郡清水町徳倉1675番地の１　第２レジデンスＩＳＨＩＩ301
債務者　浅見　知治
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１３１号
静岡県駿東郡清水町徳倉2713番地の13　町営外原団地102号
債務者　吉村　明子
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１４１号
静岡県田方郡函南町仁田819番地の１　エクセレンスハイム王今205
債務者　鈴木　　隆
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第７７６号
名古屋市東区主税町４丁目32番地　主税町ハイツ202号
債務者　服部　洋子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８９２号
名古屋市北区東味鋺２丁目2411番地の７
債務者　川村　雅美（旧姓土方）
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９８３号
愛知県知多郡武豊町字楠４丁目20番地２
債務者　相川　奈味
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３０号
愛知県碧南市天神町２丁目43番地７
債務者　本多　惠子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１５６号
東京都練馬区桜台１－２－７　エスパシオ602、住民票上の住所岡山県岡山市北区東花尻415番地１
債務者　筒井万千代
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第８９号
釧路市若竹町12番152号　クレインマンション502号室、住民票上の住所釧路市豊川町16番21号
債務者　紺谷　大樹
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月23日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第９０号
釧路市堀川町８番９号
債務者　掛村有利子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月23日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第９１号
釧路市緑ケ岡２丁目30番１号　メゾンルシエール102号、住民票上の住所釧路市緑ケ岡２丁目30番１号
債務者　菅野　真吾
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月23日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第９２号
北海道川上郡標茶町旭５丁目２番９―203号
債務者　松寿　みか
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月23日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第９３号
釧路市鶴野東２丁目16番12号
債務者　米岡　信幸
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月23日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２００号
川崎市幸区中幸町２丁目45番地１　プチシャンプル川崎304
債務者　藤岡　朋美
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２６０号
愛知県刈谷市一ツ木町３丁目17番地３　一ツ木ヒルズ103号
債務者　岡田　　剛
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月７日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係